

平成19年（ワ）第 [ ] 号 損害賠償請求事件

原 告 [ ]

被 告 株式会社みずほ銀行

被告第3準備書面

平成19年11月20日

東京地方裁判所民事第13部5係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 脇 田 眞 憲



同 冨 永 敏 文



同 古 館 清 吾



同 澁 川 満



同 横 山 慶 一



同 尾 原 央 典



同 榊 田 慎 介



第1 貸金業法の類推適用について

1 制定法で規律される事案で類推適用の手法を用いるべきではない

本件においては、本来貸金業者への適用が想定されている貸金業法が、銀行である被告に類推適用されるべきであると原告らは主張しているが、かかる原告らの主張には、根本的な疑問がある。なぜなら、そもそも類推適用という手法は、制定法によって規律されていない事案につき用いられるべきものだからである。

民事訴訟の目的は当事者間の公平な紛争解決にあるが、紛争の中には制定法によって規律されていない事案も存在するところ、そのような事案についても何らかの方法で解決しなければ、紛争解決という目的を達することはできない。そのような事案において、制定法の趣旨を押し量った上で、これと整合的かつ公平な解決を実現するために用いられる技術が、類推適用という手法である。つまり、類推適用という手法は制定法によって規律されていない案件で初めて用いられるべきものなのである。

類推適用という手法は、制定法によりその規律が示されている案件においては用いられるべきではない。なぜなら、第一に、もし制定法が規律を定めている案件において類推適用という手法を用いるならば、それは実質的には立法行為となってしまう、司法の権限の範囲を逸脱するからである。第二に、制定法が規律を定めている場合はそれに従って処理がなされると人は予測するところ、訴訟になった段階で制定法の規律が排除されて他の法令が類推適用されることになることになると、予測可能性が害されること甚だしいからである（制定法が規律していない案件ではそもそも予測可能性がないので、類推適用することによって予測可能性が害されるとは言えず、類推適用という手法を用いることは正当化できる。）。

貸金業法第2条第1項ただし書第2号から、銀行の行為は銀行法によ

って規律するという法の趣旨が明らかであり、人も銀行の行為は銀行法によって規律されると予測するのであるから、銀行の行為について貸金業法を類推適用するべきではない。

## 2 貸金業法第21条第1甲第6号の類推適用についての検討

原告らは、平成19年10月26日付原告第2準備書面（以下、「原告第2準備書面」という。）第4第1項〔2頁ないし3頁〕において、貸金業法第21条第1甲第6号が類推適用されるべき根拠として、弁護士介入によって法律に習熟していない債務者を保護すべき趣旨は貸金業者と銀行で異ならないとか、債務者の精神的負担軽減の趣旨は貸金業者の取立であると銀行の取立であると異ならないなどと主張している。

しかし、かかる見解は、既に述べたように銀行の行為に貸金業法の類推適用をすべきでないことから妥当でない。

また、貸金業者の債務者と銀行の債務者を同一に扱うのが法の趣旨であるとする主張も、極めて疑問である。両者を同様に保護するのが貸金業法の趣旨であるならば、同法第2条第1項ただし書は置かれなかったはずである。同ただし書の存在により、貸金業者の債務者については銀行の債務者と異なる保護を与えるという法の趣旨が明確に示されているのである。

## 3 結論

以上より、本件被告の行為に貸金業法が類推適用されるべきであるとする原告らの主張は、妥当でない。

## 第2 金融庁のガイドラインについての検討

原告らは、原告第2準備書面第4第3項〔4頁及び5頁〕において、貸金業者に対する金融庁ガイドライン「第三分冊・金融会社関係3・貸金業関係」（以下、「貸金業ガイドライン」という。）3-2-8（1）に

においては任意代理人と弁護士代理人を区別して扱うべきことが定められているが、これは注意的規定であり、銀行等を対象として「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（以下、「金融個人情報ガイドライン」という。）第19条第2項において弁護士以外の一般代理人と弁護士代理人を区別して扱うべきことが定められていないとしても、銀行は両者を区別して扱うべきであると主張する。

仮に貸金業ガイドライン3-2-8（1）が注意規定であるならば、明文がなくとも当然これに従うべきことになるが、同規定の内容は詳細であり、明文なくしてこれに従って処理することは不可能である。また、そもそも弁護士以外の一般代理人と弁護士代理人を区別して扱うという一般的法原則は存在しないので、明文なくして両者を区別して扱う必要はない。

従って、貸金業ガイドライン3-2-8（1）を注意規定と考えることはできず、明文がある場合に限り効力があるものである。銀行に適用される金融個人情報ガイドラインには貸金業ガイドライン3-2-8（1）に相当する規定はないのであるから、銀行は、弁護士以外の一般代理人と弁護士代理人を区別する義務を負わない。

### 第3 信用情報機関への情報提供について

原告らは、原告第2準備書面第4第4項〔5頁及び6頁〕において、銀行は弁護士からの債務整理開始通知を受領すると、一方では委任状の提示なき取引履歴開示を拒否するのに、他方で委任状の提出がなくても債務整理という事故情報を信用情報機関へ提供するが、これは不均衡な処理であり信義誠実の原則に反すると主張する。

しかし、事故情報の信用情報機関への提供は銀行と信用情報機関の間関係なので、そこに弁護士の委任関係は介在しておらず、弁護士の委

任状は必要ではない。従って、弁護士が介在した原告らとの関係において委任状の提出を求めた被告が、信用情報機関との関係で委任状の提出を求めなかったとしても何ら不均衡はなく、信義側に反することもない。

原告らは、原告らからの委任状の提示を受けないのに債務整理が開始されていることだけは事実であると扱ったという銀行の行為が信義側に反すると主張しているのかもしれないが、これに対する反論は既に被告第2準備書面第4第2項〔5頁及び6頁〕で行ったし、本書面第4第1項でも補足的に論ずる。

なお、原告らが主張する、銀行による信用情報機関への事故情報の提供についての主張には、必ずしも承服しかねる部分もあり、全面的には認められない。しかし、被告の反論には直接影響しないので、具体的な認否は控える。

#### 第4 被告の行為に矛盾があるとの原告らの主張について

1 原告らは、被告による原告ら訴訟代理人（以下、「原告ら訴訟代理人」という言葉を用いた場合、被告が認めるのは、原告らと石丸弁護士らの本件訴訟上の委任関係に限定し、原告らと石丸弁護士らの間のそれ以外のいかなる委任関係も認める趣旨を含まない。）への期限の利益喪失通知をもって、被告が原告らと原告ら訴訟代理人の間の委任関係（以下、「本件委任関係」という。）を自認したことになると主張しているが、原告らが経済的危機状況あると第三者が認めるために委任関係の存在が論理的前提となっていないので、被告の行為は本件委任関係を認めることにはならないことは既に被告第2準備書面第4第2項（5頁及び6頁）で主張した。

これに対して原告らは、原告第2準備書面第5第1項〔6頁及び7頁〕において、委任を受けた弁護士でなければ原告らの経済状況を正確に

知りえないという一般論を展開し、被告は本件委任関係を自認したことになると主張する。被告は、かような一般論の真実性を争うものであるが、仮にそのような状況が一般的に存在するとしてもそれは飽くまで一般論に止まり、債務整理を通知してきた弁護士が必ず本人から委任を受けているという論理関係にはないことに変わりはないので、委任関係にない第三者が本人の正確な経済状況を通知するということもありうる場所である。逆に、本人の取引履歴を自称代理人に開示するに際しては、必ず本人からの委任がなくてはならず、もしかかる委任関係なくして開示すれば、銀行は秘密保持義務に違反したことになり、場合によっては行政処分を受けかねないのである。

原告らは、原告ら訴訟代理人からの債務整理通知により原告らが経済的危機状況にあると認めておきながら、本件委任関係を否認して取引履歴の開示を拒否する行為は矛盾挙動禁止の原則等に反し違法であるとする。しかし、以上の検討から明らかのように、委任関係の要否という点で両者は異なるので、これらの扱いを異にすることは何ら矛盾ではなく、信義側にも反さないもので、違法とはならない。

- 2 原告らは、原告第2準備書面第5第2項〔7頁及び8頁〕において、被告が期限の利益喪失通知に「貴殿の代理人である弁護士石丸幸人殿」と記載したことをもって、被告が本件委任関係を自認したことになると主張している。

しかし、もし被告が本件委任関係を認めているのであれば、直接原告ら訴訟代理人に通知を送るはずであり、通知を原告らに送っていること自体、本件委任関係を認めていないことの何よりの証左である。

「貴殿の代理人である弁護士石丸幸人殿」というのは単なる表現に問題があったというに止まり、被告の現実の行動と合わせ考えれば、「貴殿の代理人と称する弁護士石丸幸人殿」という意味であることは明ら

かである。

従って、被告が期限の利益喪失通知に「貴殿の代理人である弁護士石丸幸人殿」と記載したことをもって、被告が本件委任関係を自認したことにはならない。

## 第5 結論

以上検討したとおり、原告らの主張はいずれも妥当でないので、本件訴訟は棄却されるべきである。

以上